

5 リース資産（借用資産）について

リース資産は、その契約の内容により、資産を貸している方に申告をしていただく場合と、資産を借りている方に申告をしていただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約内容に応じた申告区分は下表のようになります。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
<期間満了と同時に資産が回収されるような場合> 通常の賃貸借契約によるリース資産	申告不要	申告が必要 (※1)
<所有権留保付割賦販売等の、リース期間満了後に資産が使用者の所有物になるような場合> 実際の売買に当たるようなリース契約の資産	申告が必要	申告不要

※1 法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定されているリース資産（所有権移転外ファイナンスリース取引にかかるリース資産）については、所有者（貸し手側）が当該資産を取得した時の価額が20万円未満である場合、償却資産（固定資産税）の申告の必要はありません（地方税法施行令第49条ただし書）。

なお国税においては、平成19年度税制改正により、所有権移転外ファイナンスリース取引は売買取引として取り扱われ、借主が減価償却をすることとなりましたが、固定資産税においては変更なく貸主が申告をすることになります。詳しくは税務署にお問い合わせ下さい。

6 国税との主な違い

項目	固定資産税（償却資産）の取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の期間	賦課期日制度（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	一般の資産は、 固定資産評価基準で定める定率法 (国税の取り扱い上の旧定率法)	一般の資産は、定率法・ 定額法の選択制度 ※平成28年4月1日以後に取得する建物 附属設備及び構築物は定率法が廃止 されました。 (詳しくは、税務署にお問い合わせ ください)
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
中小企業者等の少額資産の 損金算入の特例(租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却 (所得税法・法人税法)	認められます (税務署への届出書の写しを添付して ください。)	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	1円（備忘価額）
改良費 (資本的支出)	区分評価 (改良を加えられた資産と、改良費を分 けてご申告ください。)	原則区分評価 (平成19年3月31日以前に取得した資 産については、合算評価です。)